

第 1 調査の目的等

1 目的

本調査は、人口減少・多死社会の進展等に伴う地域の墓地行政¹の現状と課題について把握する観点から、法第 10 条第 1 項の規定²に基づき、市町村が自ら経営許可を受けた墓地³・納骨堂⁴（以下「公営墓地・納骨堂」という。）における死亡者の縁故者がいない墳墓⁵又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）の発生状況や支障等について調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

88 市町村 ※実地調査の対象市町村

（札幌市、室蘭市、帯広市、苫小牧市、江別市、赤平市、伊達市（北海道）、倶知安町、新冠町、幕別町、三沢市、八幡平市、雫石町、仙台市、村田町、大仙市、長井市、白河市、二本松市、ひたちなか市、壬生町、渋川市、川口市、木更津市、川崎市、新潟市、長岡市、燕市、津南町、富山市、金沢市、小松市、加賀市、内灘町、越前市、富士河口湖町、安曇野市、辰野町、多治見市、中津川市、浜松市、袋井市、半田市、豊川市、新城市、鳥羽市、大津市、木津川市、池田市、高槻市、寝屋川市、神戸市、尼崎市、伊丹市、御所市、和歌山市、鳥取市、松江市、出雲市、津山市、井原市、広島市、呉市、萩市、光市、阿波市、美馬市、高松市、さぬき市、松山市、新居浜市、高知市、土佐市、宿毛市、小郡市、福津市、唐津市、佐世保市、熊本市、山鹿市、別府市、宮崎市、日向市、鹿児島市、那覇市、沖縄市、宮古島市、北谷町）

東京都

公益社団法人全日本墓園協会

¹ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号。以下「施行規則」という。）、条例その他の関係通知等に基づいて行われる墓地・納骨堂をめぐる関係行政をいう。

² 法第 11 条各項又は第 26 条の規定により、法第 10 条第 1 項の規定に基づく経営許可があったものとみなされたものを含む。以下同じ。

³ 墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長）の許可を受けた区域をいう。

⁴ 他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長）の許可を受けた施設をいう。

⁵ 死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所（新潟、石川、沖縄）

4 実施期間

令和4年3月～5年9月

（管区行政評価局等による調査は、令和4年5月～7月）

ただし、管区行政評価局等による調査（以下「実地調査」という。）に先駆け、令和4年2月から当該調査における関連調査等対象機関の選定資料や基礎資料として活用することを目的として、全1,718市町村（東京都特別区を除く。）に対する基礎調査（アンケート形式による書面調査）を実施した。